

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

証 拠 説 明 書

2013（平成25）年3月6日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁 護 士 谷 次 郎

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考	
甲33	大飯発電所と原告らの住所地との距離について(報告書)	原本	2013.03.06	原告ら代理人・復代理人ら	大飯原発と各原告らの住所地との距離がそれぞれの程度あるかについて	
甲34 の1 甲34 の2	原告被ばく線量図(97%値) 原告被ばく線量図(100%値)	原本	2013.03.06	美浜の会	大飯原発で事故が発生したときの規制庁の試算に従って、各原告がどれだけ被ばくするかを示す図。規制庁試算の97%値と100%値の場合をそれぞれ示している。 甲28-1、28-2に作図上の誤差があったため、訂正したものである。	